

(参照条文)

○自衛隊法施行規則（昭和二十九年総理府令第四十号） 抄

（選考による採用）

第二十三条 （略）

2 （略）

3 自衛官及び予備自衛官補の採用のための選考の基準は、防衛大臣が定める。

附 則

1・2 （略）

3 当分の間、防衛大臣は、特に必要があると認めるときは、第二十一条、第二十四条及び第二十九条の規定にかかわらず、自衛官を採用し及び昇任させることができる。

4～11 （略）